

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	社会福祉法	法令の番号	昭和26年法律第45号		
不利益処分の種類	社会福祉事業経営者の許可取消等	根拠条項	第72条第2項		
処分基準	<p>社会福祉事業を営む者に対し、社会福祉事業を営むことを制限し、その停止を命じ、又は社会福祉事業経営の許可を取り消す場合は、社会福祉法第72条第2項に規定されている事由による。</p> <p>1 第73条第2項（寄附金の募集の許可）の規定による条件に違反していること。</p> <p>2 第77条（利用契約の成立時の書面の交付）又は第79条（誇大広告の禁止）の規定に違反していること。</p>				
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 長寿社会課	交付機関 長寿社会課	目次 NO